

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成25年9月12日(2013.9.12)

【公表番号】特表2012-527221(P2012-527221A)

【公表日】平成24年11月8日(2012.11.8)

【年通号数】公開・登録公報2012-046

【出願番号】特願2012-511187(P2012-511187)

【国際特許分類】

A 24 D 3/04 (2006.01)

【F I】

A 24 D 3/04

【手続補正書】

【提出日】平成25年7月31日(2013.7.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

喫煙可能材料のロッド(12)と、

前記喫煙可能材料のロッド(12)に取り付けられた流量制限要素(26、26')を含むフィルタ(14)であって、該流量制限要素(26、26')が、

第1の上流側一体型管状部分(30、30')、

前記第1の管状部分(30、30')と実質的に同じ外径の第2の下流側一体型管状部分(32、32')、

前記第1及び第2の管状部分(30、30'、32、32')の間に位置し、該第1及び第2の管状部分(30、30'、32、32')と比較して外径が小さい第3の中央一体型管状部分(34、34')、及び

前記第1の管状部分(30、30')の内側周囲によって少なくとも部分的に形成された第1の上流側空洞(40、40')と、前記第2の管状部分(32、32')の内側周囲によって少なくとも部分的に形成された第2の下流側空洞(42、42')との間に配置され、少なくとも1つのオリフィス(38、38')が設けられた横方向障壁(36、36')、

を含む、

前記フィルタ(14)と、

前記フィルタ(14)に沿った位置で前記第2の空洞(42、42')と連通する通気区間と、

を含むことを特徴とする喫煙物品(10)。

【請求項2】

前記横方向障壁(36、36')には、0.4mmと0.8mmの間の直径を有する单一の実質的に中央のオリフィス(38、38')が設けられることを特徴とする請求項1に記載の喫煙物品(10)。

【請求項3】

前記フィルタ(14)は、先端紙(16)の帯によって前記喫煙可能材料のロッド(12)に取り付けられ、前記通気区間は、前記流量制限要素(26、26')の前記第3の管状部分(34、34')の上に重なる先端紙(16)の一部分を通して設けられた少なくとも1つの周方向列の穿孔(44)を含むことを特徴とする請求項1又は請求項2に記

載の喫煙物品（10）。

【請求項4】

前記流量制限要素（26）の前記第1の空洞（40）は、前記第1及び第3の管状部分（30、34）の内側周囲によって少なくとも部分的に形成されることを特徴とする請求項3に記載の喫煙物品（10）。

【請求項5】

1つ又はそれよりも多くの開口部（46）が、前記第2の空洞（42）と前記少なくとも1つの周方向列の穿孔（44）との間に連通経路を形成する前記第2の管状部分（32）の上流側横方向端面に設けられることを特徴とする請求項4に記載の喫煙物品。

【請求項6】

前記流量制限要素（26'）の前記第2の空洞（42'）は、前記第2及び第3の管状部分（32'、34'）の内側周囲によって少なくとも部分的に形成されることを特徴とする請求項3に記載の喫煙物品。

【請求項7】

1つ又はそれよりも多くの開口部（46'）が、前記第2の空洞（42'）と前記少なくとも1つの周方向列の穿孔（44）との間に連通経路を形成する前記第3の管状部分（34）の円周面に設けられることを特徴とする請求項6に記載の喫煙物品。

【請求項8】

前記フィルタ（14）は、前記流量制限要素（26、26'）の上流に第1のフィルタセグメント（22）及び該流量制限要素（26、26'）の下流に第2のフィルタセグメント（24）を更に含むことを特徴とする請求項1から請求項7のいずれか1項に記載の喫煙物品（10）。

【請求項9】

少なくとも約50パーセント、より好ましくは、少なくとも約60パーセントの通気レベルを有することを特徴とする請求項1から請求項8のいずれか1項に記載の喫煙物品（10）。

【請求項10】

前記横方向障壁（36、36'）は、前記フィルタ（14）を通して前記喫煙材料のロッド（12）から吸引された主流煙の方向に対して凹面形であることを特徴とする請求項1から請求項11のいずれか1項に記載の喫煙物品（10）。

【請求項11】

1未満又はそれに等しい一酸化炭素対タール比を有することを特徴とする請求項1から請求項10のいずれか1項に記載の喫煙物品（10）。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

好ましくは、流量制限要素は、単一の部品であり、より好ましくは、単一の射出成形部品である。

好ましくは、前記流量制限要素は、長さが少なくとも約10mm、より好ましくは、長さが少なくとも約13mmである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0064

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0064】

ある実施例においては、前記包装紙は、35g/m<sup>2</sup>と60g/m<sup>2</sup>の間の坪量、重量比

で 20 パーセントと 50 パーセントの間の充填物装荷量、2 Coresta 単位と 18 Coresta 単位の間の透過率、及び重量比で 0.3 パーセントと 5 パーセントの間の燃焼調節剤を有する。

好ましくは、本発明による喫煙物品は、1 未満又はそれに等しい一酸化炭素対タル比を有する。